

令和4年6月

お客さま各位

平塚信用金庫

## 預金規定の一部改定のお知らせ

平素は、平塚信用金庫をご利用いただき、厚く御礼申し上げます。  
当金庫は、下記のとおり預金規定を一部改定致しますのでお知らせ致します。  
なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまへも適用となります。

### 記

#### 1. 改定日

令和4年7月1日

#### 2. 改定する規定

- (1) 定期預金等共通規定
- (2) 定期積金規定及び通知預金規定
- (3) 財産形成預金共通規定、財産形成期日指定定期預金規定、財産形成住宅預金規定及び財産形成年金預金規定

#### 3. 改定内容

預金の解約について、これまで当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳または証書とともに口座開設店へ提出いただいております。改定後は、通帳式は当金庫所定の払戻請求書に、証書式は証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して、通帳または証書とともに口座開設店へ提出願います。

#### 4. 改定後の規定については、令和4年7月1日以降にホームページに掲載いたします。

以上

**TR**bank Hiratsuka  
**平塚信用金庫**